

## 鳥取県リサイクル技術・製品実用化事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県リサイクル技術・製品実用化事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取県におけるリサイクル技術・製品の実用化を支援することにより、循環型社会の構築を促進すると共に、優れた研究成果等を製品化・事業化に発展させることを目的として交付する。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

#### (1) 県内に所在する企業等

鳥取県内に本店、支社、営業所、事務所その他の名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有するとともに、鳥取県内において主体的に事業化に向けた調査・研究開発に取り組む能力を有する企業又は企業の組合をいう。

#### (2) 大学等 大学（短期大学を含む。）若しくは工業高等専門学校又はこれらに在籍する研究者（教授、准教授、助教、助手又は講師）をいう。

### (補助金の交付)

第4条 県は、第2条の目的を達成するため、別表第1欄に掲げる事業（国、都道府県、市町村その他の公共的団体からの助成（本補助金を除く。）の対象となるものを除く。以下「補助事業」という。）を行う県内に所在する企業等又は大学等（大学等にあつては、県内に所在する企業等と共同で補助事業を行う場合に限る。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第2欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に同表の第3欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（同表の第4欄に定める額を限度とし、千円未満の端数は切り捨てる。）以下とする。事業実施期間は、同表の第5欄に定める期間とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

### (交付申請の時期等)

第5条 本補助金の交付申請は、商工労働部長が別に定める期限までに行うものとする。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

### (交付決定の時期等)

第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から起算して30日が経過する日まで

の間に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第4条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（着手届を要しない場合）

第7条 規則第11条第3号の知事が別に定める場合は、同条第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

（承認を要しない変更）

第8条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

（1）本補助金額の増額を伴うもの

（2）第4条第2項（1）機器・設備費とそれ以外の補助対象経費の間の費目間流用のうち、同項（1）機器・設備費の2割を超える増減を伴うもの

2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（完了届を要しない場合）

第9条 補助事業については、それが規則第15条第1項第1号に該当するものであっても、常に同項ただし書に規定する場合に該当するものとする。

（実績報告の時期等）

第10条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

（1）規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日

（2）規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度（県の会計年度による。第13条を除き、以下同じ。）の翌年度の4月10日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第4号及び様式第5号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかとなっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその額を超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第6号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（補助金等進捗状況報告書）

第11条 規則第17条第3項の規定による報告は、各年度（前条の報告に係る年度を除く。）の翌年度の4月10日までに行わなければならない。

2 前項の報告は、様式第7号によるものとする。

(財産の処分制限)

第12条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 第6条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(実施結果の事業化等)

第13条 補助事業者は、補助事業の実施結果を活用した事業化及び事業拡大に努めなければならない。

2 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する年度（補助事業者の会計年度による。以下この項において同じ。）の終了後3年間（以下「完了後3年間」という。）、毎年度終了後30日以内に当該補助事業に係る過去1年間の事業化等の状況について、様式第8号による報告書を知事に提出しなければならない。

(工業所有権等に関する届出)

第14条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、完了後3年間に、特許権、実用新案権、意匠権等の専属的な利用権（以下「工業所有権等」という。）の設定を出願した場合、又はこれらを譲渡し若しくはその実施権を設定した場合には、遅滞なくその旨を様式第9号により知事に届け出なければならない。

(収益納付)

第15条 知事は、第13条第2項の規定に基づき提出された報告書に基づき、補助事業者が補助事業の実施結果を活用して事業化若しくは事業拡大を行い、又は工業所有権等の譲渡、実施権の設定その他補助事業に基づく成果の他への供与を行ったことにより、収益が生じたと認めるときは、補助事業者に交付した本補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする。

2 前項の規定による納付は、完了後3年間に生じた収益について、当該補助事業に係る本補助金の確定額を上限として行うものとする。

(成果の発表等)

第16条 商工労働部長は、必要があると認めるときは、補助事業者に補助事業の成果を発表させることができる。

(提出書類の部数等)

第17条 規則又はこの要綱の規定により知事に提出する書類は、正本1部とする。

(雑則)

第18条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成18年6月6日から施行する。

2 鳥取県リサイクル技術共同研究助成事業費補助金交付要綱（平成13年7月25日付循第275号通

知)は、廃止する。

- 3 この要綱の施行前に鳥取県リサイクル技術共同研究助成事業費補助金交付要綱の規定により選定された補助事業に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成18年9月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年2月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年3月19日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行前の通知により交付した本補助金については、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成26年3月18日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年3月4日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行前の通知により交付決定した事業については、なお従前の例による。ただし、第13条第2項に規定する様式第8号については、施行前の通知により交付決定した事業についても適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行前の通知により交付決定した事業については、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

1 補助事業	2 補助対象経費	3 補助率	4 限度額	5 事業実施期間
(1) 製品開発型 リサイクルに係る技術や製品の研究開発	(1) 機器・設備費 ア 当該補助事業に専用する機器設備又は分析等機械装置（測定、分析、解析、評価等を行う機械装置をいい、当該補助事業の成果物に含まれるものを除く。以下同じ。）の購入に要する経費 イ 当該補助事業に必要な機器設備を外注により試作、改良、据付け又は修繕するのに要する経費 ウ 当該補助事業に必要な機器設備又は分析等機械装置の借上げに要する経費	2 / 3	500 万円	最長2か年度
	(2) 消耗品費 当該補助事業に専用する資材、部品、原料等の消耗品（文具類を除く。）の購入に要する経費			
	(3) 検査、加工等外注費 当該補助事業に必要な各種の設計、分析、検査、評価等を外部に委託し、又は試作品の加工を外注するのに要する経費			
	(4) 外部指導費 当該補助事業を行うに当たって特別に必要とされる外部からの技術指導を受けるのに要する経費（旅費を除く。）			
	(5) 調査委託費 当該補助事業のうち、市場動向、競合状況、顧客ニーズ、製品活用、コスト比較等の調査等販路開拓に係る調査の一部の委託に要する調査委託費（コンサルタント費を含む）			
(2) 事業強化型 開発段階から一体的に販路等の出口対策を特に強化したりサイクルに係る技術や製品の研究開発	(6) 旅費 補助事業者の研究者等が当該補助事業に必要な調査等を行うため、又は(4)の技術指導を行う外部の専門家を招聘するために要する国内での旅費（原則として、補助事業者の旅費規程により算定した額とするが、公共交通機関が利用できる区間のタクシー代、列車におけるグリーン料金、航空機のファーストクラス料金等は除く。）	700 万円	最長2か年度	
	(7) 共同研究費 補助事業者と共同で当該補助事業を実施する大学等又は企業等が当該補助事業を実施するために要する経費（実質的に鳥取県の試験研究機関との共同事業となる場合において、当該試験研究機関が必要とする経費は該当しない。）			
	(8) 工業所有権等取得費 工業所有権等を取得するために必要となる弁理士の手続代行費用、翻訳料等の経費（次に掲げるものを除く。） ア 日本の特許庁に納付される経費（特許出願手数料、審査請求料、特許料等） イ 拒絶査定に対する審判請求又は訴訟を行うのに要する経費			
	(9) その他の経費 上記以外の費用であって、商工労働部長が当該補助事業に必要と認める経費			

（注1）工事請負費又は委託費が含まれる場合は、県内事業者が施行を行ったもの又は実施したものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。

（注2）「検査、加工等外注費」及び「共同研究費」の補助対象経費の配分は、補助対象経費の合計の50%以内とする。